

前橋市物品購入等に係る条件付一般競争入札取扱要領

(趣旨)

第1条 市が発注する物品の購入及び製造（以下「物品購入等」という。）の契約に係る条件付一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(一般競争入札の対象)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる案件（以下「対象案件」という。）は、契約規則第6条第1項の規定により定める予定価格が2,000万円以上の案件とする。ただし、令第167条各号及び令第167条の2第1項各号に該当するものを除く。

(入札の公告等)

第3条 市長は、前条本文に規定する対象案件に該当するものについて、令第167条の6及び契約規則第3条第1項に規定する入札公告を作成し、前橋市役所掲示場に掲示の方法により公告するとともに、前橋市ホームページへの掲載その他の適切な方法により周知を図るものとする。

(入札参加資格)

第4条 市長は、条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）として、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 本市の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けている者で、かつ、当該認定を受けた営業品目に当該対象案件に係る品目が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 対象案件ごとに市長が定める区域内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店を有している者であること。ただし、市内に本社若しくは、本店を有する者で競争性が確保できる場合については、この限りでない。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、関連がある者でないこと。

(9) 中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合等とその組合員が同時に入札参加申請をしていないこと。

(10) その他市長が必要と認める資格

2 前項第6号の規定にかかわらず、入札参加資格を定めるに当たり、同号の入札参加資格を定めた場合には、十分な競争性が確保されないと判断されるときは、市長は、入札参加資格に同号に定める条件を付さないものとする。

3 第1項第6号の入札参加資格を定めた場合には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）に定める欧州連合等の供給者（以下「欧州連合等の供給者」という。）が当該資格を有する者であるかどうかにかかわらず、欧州連合等の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならない。

（申請書等及び資料の提出）

第5条 市長は、対象案件の入札参加希望者に条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）（以下「申請書等」という。）の提出を求めるものとし、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

(1) 申請書等の提出期間

(2) 申請書等の提出場所

(3) 提出期間内に申請書等を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができないこと。

(4) 申請書等は、入札公告において示す様式により作成すること。

(5) 申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とすること。

(6) 提出された申請書等は、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）の定めに基づき公開する場合を除き、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しないこと。

(7) 提出された申請書等は、返却しないこと。

(8) 申請書等の提出期間経過後における申請書等の差替え又は再提出は認めないこと。

(9) 申請書等に関する問い合わせ先

(10) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号に規定する申請書等の提出期間は7日間（前条第1項第6号の規定により、入札参加資格に前橋市の区域内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店を有している者であることの条件を付した場合は5日間。前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 市長は、前条第1項第9号の規定による入札参加資格を定めた場合には、申請書等の提出の際に、当該資格を満たすか否かの確認をするための資料の提出を求めるものとする。

（入札参加資格の確認）

第6条 市長は、前条第1項の申請書等の提出があったときは、入札参加資格の有無について確認を行い、その結果を競争入札参加資格確認通知書（様式第3号（当該入札を電子入札で行う場合は様式第3号の2））により郵送又は電子メール（当該入札を電子入札で行う場合は電子入札システム）で申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書にその理由を記載するものとする。

2 前項の規定による通知は、申請書等の提出期間の終了日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に行うものとする。

（仕様書等の明示、質問の受付・回答等）

第7条 市長は、次に掲げる事項について、入札公告において明らかにするものとする。

(1) 仕様書等の明示の開始日及び方法

(2) 仕様書等に対する質問の受付期間及び方法

(3) 前号の質問に対する回答期間及び方法

2 前項第1号に規定する仕様書等の明示の開始日は、原則として入札公告の日と同日とする。ただし、特別の理由がある場合には、別に定めることができる。

3 第1項第1号に規定する仕様書等の明示の方法は、前橋市のホームページによる閲覧とする。ただし、入札参加希望者において、ホームページの閲覧が困難である等の特別の理由がある場合には、希望者の申出により当該仕様書等を配布することも可能とする。

4 前項の規定にかかわらず、当該入札を電子入札により行う場合の仕様書等の明示の方法については、別に定める。

5 第1項第2号に規定する仕様書等に対する質問の受付期間は、入札公告を行った日から起算して4日間以上（休日を含む。）とする。ただし、当該入札を電子入札により行う場合及び緊急の場合はこの限りでない。

6 第1項第2号に規定する質問の方法は、質問者の名称、担当者の氏名及び連絡先を記載した書面によるものとする。ただし、当該入札を電子入札により行う場合の質問の方法については、別に定める。

7 第1項第3号に規定する質問に対する回答期間を定めるに当たっては、回答の開始日が質問受付の締切日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）になるようにしなければならない。

（現場説明会）

第8条 現場説明会は、特に必要があると認められる場合を除き、開催しないものとする。

2 市長は、現場説明会を開催する場合においては、第6条第1項に規定する通知の日以後に行うものとし、次に掲げる事項を入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明会を開催する旨
- (2) 現場説明会の日時及び場所
- (3) その他市長が必要と認める事項

（入札保証金及び契約保証金）

第9条 入札保証金及び契約保証金は、契約規則第5条及び第22条の規定にのっとり、減免の有無を決定し、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

（入札及び開札の執行）

第10条 入札及び開札の日時及び場所は、入札公告において明らかにするものとする。

2 電子入札システムにより入札及び開札する場合等、令第167条の8第2項の規定により入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないこととする場合は、その旨をあらかじめ入札公告において明らかにするものとする。

（入札の無効）

第11条 市長は、契約規則第4条各号に規定する者のほか、次の各号に該当する者のした入札は無効とする旨を入札公告において明らかにするものとする。

- (1) 申請書等において虚偽の記載をする等虚偽の申請をした者
- (2) 第6条第1項の競争入札参加資格確認結果通知書において、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者のうち、当該通知の日以後、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく指名停止の措置を受け、開札時点において指名停止期間中である者等開札時点において入札参加資格のない者がした入札

2 市長は、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す旨を入札公告において明らかにするものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に入札公告を行う物品購入等の契約から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名
担当者職・氏名
電 話 番 号

年 月 日付けで入札公告のありました に係る競争入札
に参加する資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約しま
す。

記

- 1 誓約書（様式第2号）
- 2 入札参加資格確認資料 （該当するものを○で囲む。）
 - ・ なし
 - ・ あり（下記の資料のうち該当するものの番号を○で囲む。）
 - (1) 最新の 業の許可等を証明する書類の写し
 - (2) 同種の物品販売等の実績を記載した書類
 - (3) 同種の物品販売等の実績を確認できる契約書等の写し

発行責任者及び担当者

- ・ 発行責任者： (電話番号)
・ 担 当 者： (電話番号)

誓 約 書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

前橋市が実施する に係る条件付一般競争入札の参加申請に当たって、次の事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる次の者のいずれにも該当しません。
 - （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる次の者
 - ア 指定暴力団員
 - イ 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ウに該当する者を除く。）
- 2 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）ではありません。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではありません。
- 4 他の入札参加者との間に資本若しくは人事面において関連はありません。

発行責任者及び担当者

・発行責任者： (電話番号)

・担 当 者： (電話番号)

競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者の氏名 様

前橋市長



先に申請のあった下記の案件に係る競争入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

(部 課)

記

入札公告日	年 月 日	
案 件 名		
競争入札参加資格の有無	有り ・ 無し	
	競争入札参加資格がないと認めた理由	

年 月 日

競争入札参加資格確認通知書

〇〇〇〇(株)
代表取締役
〇〇 〇〇 様

前橋市
前橋市長
〇〇 〇〇

先に申請のあった下記の調達案件に係わる競争入札参加資格について、下記の通り通知します。

記

公告日	年 月 日	
調達案件名称		
入札開始日時	年 月 日 時 分	
入札書提出締切日時	年 月 日 時 分	
開札予定日時	年 月 日 時 分	
競争入札参加資格の有無	有・無	
	理由または条件	

【参考様式①：要領とは別に参考様式として解説に示す】

同種の物品販売等の実績

会社名（商号）：

発注者	納入物品名	契約金額	納入年月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

注 入札公告において明示した入札参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を記入してください。